

通所介護事業所で宿泊サービス提供を予定しているみなさまへ（療養通所介護事業所を含む）

平成27年4月1日施行の消防法令の一部改正に伴い、介護保険法に基づく通所介護事業所の指定を受け、かつ、指定通所介護事業所の設備を利用し、指定通所介護事業所の営業時間外に宿泊サービスを月5日以上提供する場合は、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の設置等が必要となりました。

平成27年4月1日以降に、新たに指定通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを月当たり5日以上提供する場合、指定通所介護事業所で従来から義務づけられている消防用設備等のほかに、新たにスプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の設置等が必要です。

また、宿泊サービスの提供が月当たり1日以上4日以下の指定通所介護事業所でも、延べ面積にかかわらず自動火災報知設備の設置等が必要です。

これら以外の消防用設備・届出等が必要な場合もあるので、宿泊サービス提供を予定している方は、必ず、事業所開設予定地を所管する消防署へ確認し、宿泊サービス提供開始までに必要な消防用設備等を整えるとともに、消防法上の届出等を行ってください。

東京消防庁ホームページ

（消防相談・案内一覧：<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/conf01.htm>）



東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課